

協議第 25 号

水道関係事業について

水道関係事業について承認を求める。

平成 21 年 1 月 30 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

水道関係事業について
1 水道関係事業のうち植木町の上水道整備計画は、新市へ引き継ぐ。 2 水道関係事業のうち簡易水道使用料（水道料金）については、熊本市の料金体系に統一する。 3 水道関係事業のうち簡易水道分担金（加入金）については、植木町の上水道整備計画終了までは現行のままとし、その後熊本市の例に統一する。 引き込み工事負担金制度は、上水道整備計画終了までは現行のまま継続する。

合併協議協議項目一覧(25 水道関係事業)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
水道事業の取扱い					
1	上水道事業	水道部会	第2回		
2	簡易水道使用料(水道料金)	水道部会	第2回		
3	簡易水道分担金(加入金)	水道部会	第2回		
水道事業の取扱い					
1	町営簡易水道事業	水道部会	事務局		
2	給水装置工事事業者指定等手数料	水道部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 水道部会

協議項目	水道関係事業	小項目名	1 上水道事業
協議内容	平成 21 年度より国庫補助を受けて植木中央地区を拡張し上水道へ移行し、北部地区・南部地区の未普及地域の解消を推進し上水道へ移行するための、上水道整備計画を引き継ぐことができるのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	植木町の上水道整備計画は、新市へ引き継ぐ。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	上水道事業 (H18 年度) 給水人口 654,819 人 一日平均給水量 225,464 m³ 公称施設能力 290,500 m³ 普 及 率 98.04% 【平成 18 年度決算】 ・収益的収支 (収入)132 億 2 千万円 (支出)109 億 5 千万円 ・資本的収支 (収入) 20 億 4 千万円 (支出) 69 億 4 千万円 【平成 19 年度決算】 ・収益的収支 (収入)131 億 3 千万円 (支出)108 億 6 千万円 ・資本的収支 (収入) 31 億 7 千万円 (支出)133 億 4 千万円	上水道事業(計画) ・H21～H22 植木中央地区上水道事業 事業費 5 億 6,753 万円 計画給水人口 8,900 人 ・H22～H23 植木北部地区簡易水道事業 事業費 2 億 5,940 万円 計画給水人口 4,900 人 ・H22～H23 植木南部地区上水道事業 事業費 8,179 万円 計画給水人口 5,700 人 ・H24～H28 植木上水道事業 事業費 29 億 1,915 万円 計画給水人口 27,000 人
相 違 点 と 課 題	・植木町の水道は、上水道事業はなく、町営の6地区の簡易水道事業である。 ・水道普及率も熊本市の 98. 04%(H18)に比べ、約 40%と低い。 ・植木町では、平成 20～21 年度に上水道整備計画(平成 21 年度～28 年度)を認可申請予定である。	

事務事業調査票

作業部会名: 水道部会

調査項目	水道関係事業	小項目名	2 簡易水道使用料（水道料金）
------	--------	------	-----------------

調 査 内 容	植木町の簡易水道事業と熊本市の上水道事業の水道料金統合の時期を協議したい。
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の料金体系に統一する。

制度比較

	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	今現在、簡易水道事業はない。	
	上水道料金(消費税抜き) ～参考～	簡易水道料金(消費税込み)
	基本料金 従量料金	基本料6㎡ 7～20㎡ 21㎡以上
	10 ㎡ 11～20 21～30 31～40 41 以上	・13mm 638 円 147 円 168 円
	・13mm 1,050 円 135 円 160 円 185 円 220 円	・20mm 693 円 147 円 168 円
	・20mm 1,390 円 //	・25mm 832 円 147 円 168 円
	・25mm 1,840 円 //	・40mm 2,394 円 147 円 168 円
	0 ㎡ 1～50 51～100 101～500 501 以上	・50mm 3,465 円 147 円 168 円
	・40mm 3,850 円 220 円 240 円 260 円 290 円	・75mm 4,158 円 147 円 168 円
	・50mm 8,350 円 //	臨時用 1㎡につき 420 円
・75mm 14,850 円 //		
・100 mm 25,600 円 //		
・150 mm 55,000 円 //		
一時用(工事用) 1㎡につき 525 円(税込み)		
例):使用料	例):使用料	
13mm 20㎡ 2, 520円 30㎡ 4, 200円	13mm 20㎡ 2, 700円 30㎡ 4, 380円	
20mm 20㎡ 2, 877円 30㎡ 4, 557円	20mm 20㎡ 2, 750円 30㎡ 4, 430円	
相 違 点 と 課 題	・植木町の水道は、上水道事業はなく、町営の6地区の簡易水道事業である。 ・水道普及率も熊本市の 98. 04%(H18)に比べ、約 40%と低い。 ・植木町では、現在、水道整備計画(平成 21 年度～28 年度)を策定中である。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 水道部会

調査項目	水道関係事業	小項目名	3 簡易水道分担金（加入金）
------	--------	------	----------------

調 査 内 容	・加入金の金額の違いや引き込み工事負担金制度など両市町で異なるところが多い。
合併協議会 協議結果 (調整方針)	植木町の簡易水道加入分担金は、上水道整備計画終了までは現行のままとし、その後熊本市の例に統一する。 引き込み工事負担金制度は、上水道整備計画終了までは現行のまま継続する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	1. 現在、簡易水道事業はない。 上水道加入金(消費税込み) ～参考～ ・13mm 63, 000円 ・20mm 126, 000円 ・25mm 189, 000円 ・40mm 630, 000円 ・50mm 1, 260, 000円 ・75mm 3, 150, 000円 ・100 mm 6, 300, 000円 ・150 mm 12, 600, 000円 2. 引き込み負担金制度はない。	1. 簡易水道加入分担金(消費税込み) ・13mm 39, 900円 ・20mm 52, 500円 ・25mm 141, 750円 ・40mm 283, 500円 ・50mm 525, 000円 ・75mm 1, 050, 000円 2. 引き込み負担金制度 加入金と一緒に 12 万円の引き込み負担金を徴収し、町が一括して地区ごとに受託工事(官民分岐から宅地内 5m以内メーターBOX まで)を行い、清算し残額を返すもの
相 違 点 と 課 題	・加入金は、上記表のとおり、熊本市の方が高い。	